

市役所からの お知らせ

税

泉大津税務署からのお知らせ

■源泉所得税の年末調整説明会

日時・場所

▼11月18日（月）午後1時30分～3時15分・和泉市コミュニティセン
ター（3階）

▼11月20日（水）午後1時30分～3時15分・テクスピア大阪（1階）

■消費税の軽減税率制度説明会

日時・場所

▼11月18日（月）午後3時30分～4時30分・和泉市コミュニティセン
ター（3階）

▼11月20日（水）午後3時30分～4時30分・テクスピア大阪（1階）
問合先 泉大津税務署
☎0725（33）5601

個人事業税の 納付をお忘れなく

■第2期分納期限：12月2日（月）
8月に第1期分とまとめて送付した第2期分の納付書で、納期限までに個人事業税を納めてください。

第2期分の納付書を破損・紛失した場合、泉北府税事務所へお問い合わせください。（口座振替を利用している場合及び年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません）

個人事業税は、納税通知書記載の金融機関や大阪府内の郵便局のほかコンビニエンスストア等、府税事務所でも納付することができます。

また、府税収納を取り扱う金融機関（ゆうちょ銀行を除く）のPay・easy（ペイジー）による納付やスマートフォン決済アプリ「Paybi」を利用した納付も可能です。口座振替を利用すると納期限の日に指定の預金口座から振り替えられます。

（申込から概ね3ヶ月後の納付分から口座振替が開始されます。）

問合先 泉北府税事務所

☎（238）7221

土地・家屋の用途を変更した場合 は申告が必要です

土地・家屋の用途を変更した場合（自宅の敷地の一部を貸駐車場に変更した場合や店舗から住宅に変更した場合など）は、住宅用地の認定の変更により、土地の税額が変わる場合があるため、申告してください。

問合先 税務課

☎（275）6109

軽減税率に関するご質問・ご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

☎0120(205)553（フリーダイヤル）

10月から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されました。制度に関するご質問やご相談は「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）（国税庁）」までお電話ください。
▶インターネットからも検索できます。

消費税軽減税率電話相談センター

検索

住民票の写し・印鑑登録証明書・各種税証明書の発行は

3月1日からコンビニ交付サービスを開始します

稼働時間 6：30～23：00（システムメンテナンスによる休止日等を除く）

マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書・各種税証明書を取得できるようになります。

注意！ コンビニ交付を利用するためには4ケタの暗証番号（利用者証明用電子証明書）を設定したマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの受け取りには、申請後から概ね1ヶ月程度かかります。通知カード（紙製のカード）、住民基本台帳カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。



問合先 市民課☎(275)6212
税務課☎(275)6097

償却資産の实地調査を行います

償却資産の適切な把握に努めるため、随時实地調査を行います。

なお、調査対象となられた方にはあらかじめ通知をしますので、ご協力をお願いします。

▼調査時に用意していただく書類

- ①直近の決算書・確定申告書
- ②減価償却明細書・固定資産台帳
- ③リース契約書や工事見積書 等

問合先 税務課

☎ (275) 6109

住宅用地の特例適用 (住宅建て替え時)

令和2年の賦課期日(1月1日)

現在において住宅を建て替え中の前年度住宅用地であった土地で、次の①～③の要件を満たす場合は、土地の所有者の申請により、引き続き固定資産税・都市計画税の住宅用地の特例対象となります。

①令和2年の賦課期日において住宅建設の基礎工事等に着手していること。

②建て替え前の敷地と原則として同一の敷地であること。

③土地及び住宅の所有者が平成31年(令和元年)と令和2年の賦課期日において、原則としてそれぞれ同一であること。なお、土地と住宅の所有者の同一性は問いません。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

国民年金

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の提出が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、年末調整や確定申告の際に1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日)の納付額を申告することにより、社会保険料控除が受けられます。控除の適用を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、令和元年10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納められた方については、令和2年2月上旬に控除証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付し、申告してください。

控除証明書については、年金加入者ダイヤル☎0570(003)004にお問い合わせください。
※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6630)2525へ

年金事務所では 年金の予約相談を 実施しています

年金相談をより丁寧で効率的に対応するため、年金相談の予約制度を実施しています。事前予約をすることで、都合にあわせてスムーズに相

談することができ、相談内容にあった対応を受けることができます。ぜひご利用ください。

予約 予約希望日の1か月前から前日までにねんきんダイヤル☎0570(05)4890へ電話予約
※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6631)7521へ

問合先 堺西年金事務所

☎ (243) 7900

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか?

■ジェネリック医薬品に切り替えるには

まずは医師や薬剤師にご相談ください。短期間だけジェネリック医薬品に切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

■切り替え時のご注意

- ・先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- ・すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。変更できない場合もあります。
- ・薬局によっては取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

問合先 府後期高齢者医療広域連合 給付課☎06(4790)2031
または健幸づくり課(275)6392

国民健康保険

**保険料は
被保険者となった月から**

保険料は被保険者となった月からかかります。被保険者となった月とは、市に被保険者の届出をしたときではなく、他市町村から転入してきた日、あるいは職場の健康保険をやめた日など、加入資格の発生した日です。届出は14日以内にしなければなりません。遅れると、保険診療が受けられなかったり、保険料を遡って（最高2年分）納めなければなりませんのでご注意ください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

保険料の納付には口座振替を

保険料の納付方法は、原則的に指定した口座から自動的に月々の保険料が引き落とされる口座振替でお支払いいただくこととなっています。口座振替のご利用がまだの方は、キャッシュカードを持って健康づく

り課で手続きをしていただくか、通帳・通帳届出印・保険証を持って指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口で手続きを行ってください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

各種

市営住宅入居募集

募集 富木南住宅（取石7丁目13・

1）一般世帯向け3DKタイプ…3戸（2・3・5階 各1戸、エレベーターなし）

※入居人数 2人以上

※応募多数の場合、抽選（抽選日…12月9日）

入居資格 申込日に市内在住・在勤の方（収入基準等、その他要件あり）

入居可能日 令和2年2月1日（土）

申込・問合先 建築住宅課 ☎ (275) 6479で配布している申込用紙に必要事項を記入し、11月20日までに建築住宅課へ郵送（消印有効）または持参（土・日曜・祝日を除く）。

市立小・中学校の保護者の皆さんへ

来年度からの学校給食費のお支払いには、金融機関の口座振替手続きが必要です

《手続き方法》

■来年度小学1年の新入生の方

就学時健診のご案内に口座振替依頼書を同封しています。就学時健診の会場へお持ちいただくか、口座をお持ちの金融機関へご提出ください。

■在校生の方（現在中学3年生の方は除く）

学校を通じて口座振替依頼書を配布します。依頼書に必要事項をご記入いただき金融機関届印を押印し、金融機関へご提出ください。学校諸費と同じ口座でも手続きが必要です。

対象金融機関

池田泉州銀行	大阪信用金庫
三井住友銀行	三菱UFJ銀行
関西みらい銀行	紀陽銀行
りそな銀行	みずほ銀行
三井住友信託銀行	近畿産業信用組合
いずみの農業協同組合	成協信用組合
近畿労働金庫	ゆうちょ銀行

問合先 教育総務課 ☎ (275) 6490

＼ 特定健診を楽しもう！ ／

TAKAISHI 健診 JAM 2019

12月7日



総合保健センター
参加費無料・予約不要

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している
“40歳”以上の方を対象に！

特定健診 9:30～11:30

持ち物 特定健康診査受診券（または後期高齢者健診受診券）、国民健康保険証（または後期高齢者医療保険証）

問合先 健康づくり課 ☎ (275) 6381

“年齢問わず” 自分の体のこと・健康に関することを
を知りたい方を対象に！

健康づくりイベント 9:00～13:00

こども向け運動プログラム、健康や介護の専門家による相談会、ヘルスケア企業のサービス体験など、さまざまなイベントを開催！イベント参加者には素敵なプレゼントをお渡しします。

問合先 高石健幸リビング・ラボ運営事務局

☎ (242) 3927

12月4日に市内の
防災行政無線のスピーカーから
放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合せ 危機管理課

☎ (275) 6247

しないーさせないー許さないー！
野焼き・野積み・不法投棄

廃棄物の野焼き、崩れそうなほどに廃棄物を積み上げる野積み、そして不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。これらの不適正処理を見つけたら、府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 ☎ 072 (439) 3601 または高石警察署 ☎ (265) 1234へ通報してください。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

犬・猫のフンについて

▼犬の散歩の際に、フンを持って帰らない。

▼猫にエサを与えて、トイレの世話をしない。

これらの行為は近隣の迷惑になります。各自で責任を持って処理するようご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 生活環境課

☎ (275) 6266

AEDが利用しやすくなります

堺市消防局が開始する「まちかど救急ステーション事業」によりAEDが設置された施設の場所がわかりやすくなります。設置施設にはステッカーやのぼりが掲げられます。

また、施設外で急病人が発生した際は、AEDの貸し出しを行うので、ご活用ください。

問合せ 危機管理課

☎ (275) 6247

「お試し」「1回だけ」の つもりが定期購入だった！？

スマートフォンで筋肉増強のサプリメントが約500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6千円以上になるとの請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は気付かなかった。(60歳代 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



©Kurosaki Gen



ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。定期購入の契約条件によっては途中での解約ができなかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。商品注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

指定金融機関を指定しました

本市の指定金融機関は、12月から池田泉州銀行高石支店となります。

指定金融機関とは、議会の議決を経て公金の支払い業務や収納を取り扱うために市が指定する金融機関です。なお、市税等の納付場所については、当分の間変更の予定はありません。

問合せ 会計課

☎ (275) 6444

企業と外国人留学生との交流会

外国人留学生の皆さんと市内に事業所がある企業等と日本の好きなどころや日本で就活することの不安・疑問などの意見交換ができる交流会を開催します。

日時 11月27日(水) 午後2時40分～4時10分

場所 羽衣国際大学(カフェテリア)

参加費 無料

申込 当日直接会場へ

問合せ 経済課 ☎ (275) 6164 または高石商工会議所 ☎ (264) 1888

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

男女共同参画社会について

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、今年で20年になりました。この間、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じてさまざまな取組みが進められ、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わりました。

基本法の前文には、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とあります。

男女共同参画社会の形成とは、基本法の第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが

でき、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」をいう。」と定義されています。この男女共同参画社会を実現するための基本理念として、次の5本の柱が掲げられています。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

また、男女共同参画社会は、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会です。その実現には次の3点が重要だと考えられています。1つ目は、女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し生産性の向上につながる「職場の活気」。2つ目は、家族を構成する個人が互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化を図る「家庭生活の充実」。3つ目は男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、

地域コミュニティの強化を図る「地域力の向上」です。

最後に、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し、スポーツの観点から、男女共同参画社会についてふれたいと思います。国際オリンピック委員会(IOC)の使命と役割の一つに、「男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を促進し支援する。」と明記されています。この基本原則が2020年東京大会のレガシー(遺産)として社会に浸透していくことが期待されています。

女性アスリートが抱える健康面や出産・育児との両立等の課題を認識し、適切な支援を行なうことは、スポーツ分野にとどまらず、社会全体の女性活躍に関する取組みにも有益な示唆を与えるものではないでしょうか。

人権推進課
☎ (275) 6279



たばこを吸う人も吸わない人も

みんなが快適に生活できるまちをめざして

～令和2年4月1日から「高石市受動喫煙・路上喫煙等対策の総合的推進に関する条例」が施行されます～

問合先 地域包括ケア推進課 ☎(267)1160
生活環境課 ☎(275)6254

皆さんの健康と美しい まちを守るために

市では、喫煙マナー等に関する条例を制定し、皆さんの健康増進、暮らしやすいまちづくりをめざします。制定にあたり、有識者等による「高石市受動喫煙・路上喫煙等対策検討委員会」の開催やパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから意見をいただくなど、さまざまな観点から慎重に議論を重ねてきました。

「分煙」で住みよいまちへ

たばこを吸う方にとって喫煙は個人の自由の範囲で行う行為ですが、吸わない方に対する受動喫煙への配慮や路上喫煙、ポイ捨て等の喫煙マナーについては1人ひとりが向き合う必要があります。

条例では、一部の場所での喫煙を規制し、屋外喫煙所を整備するなど分煙を進め、市・市民・事業者との協働を図りながら、喫煙者・非喫煙者が共に暮らしやすいまちづくりをめざします。

「条例の一部を紹介します」

第7条 何人も、公共の場所においては、喫煙をしてはならない。（略）

「公共の場所」って？

市の庁舎や公園など公共のために設置された場所。（ただし、道路は除く。）

第8条 何人も、（中略）路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、屋外喫煙場所においては、この限りではない。

「路上喫煙禁止区域」って？

駅周辺など、受動喫煙による健康被害や路上喫煙による危険性の影響が大きく、また環境美化を特に推進する必要があると認められる区域。

「屋外喫煙場所」って？

喫煙できる場所だということがわかる標識が掲げられ、パーティションの設置など、受動喫煙を防止するための措置がとられた場所。市内における詳しい場所等は、路上喫煙禁止区域と併せて、決まり次第お知らせします。

喫煙に関するさまざまな声を聞いてみましょう

吸わない人の声

受動喫煙で健康に影響が出ないか心配。

目の前でたばこのポイ捨てを見ると悲しい気持ちになる。

子どもといる時に近くでたばこを吸われると危ないと感じる。

吸う人の声

最近はどこでたばこを吸えばいいかわからない。

マナーを守っていても罪悪感を覚えることがある。

たばこを吸っていると周りの目が気になってしまう。

1人ひとりの気遣いで暮らしやすいまちをつくりましょう

■ たばこの吸い殻は(携帯)灰皿へ

■ 屋外喫煙場所を活用しましょう

■ 吸う時は周りの方に配慮しましょう



ポイ捨ての禁止



路上喫煙の禁止



受動喫煙の防止

市の考え方(要旨)

・本条例では、喫煙する人とならない人が共に快適に暮らせるよう、望まない受動喫煙に配慮し、公共の場での喫煙を一定規制するとともに、屋外喫煙場所を整備するなど分煙社会をめざして総合的な対策について検討を進めてまいります。

頂いたご意見(一部抜粋)

・公共の場所や路上にて、厳しく喫煙ルールを定められる一方で、喫煙者のためにも、外には屋外喫煙場所を設置する内容になっていると理解しています。バランスのとれた施策であると思います。
・たばこ税が減り、市の財政への影響も大きいと思います。高石市における国や府を上回る条例制定について断固反対します。

たくさんのご意見
ありがとうございました

今回制定にあたって実施したパブリックコメントではたくさんのご意見を頂きました。その一部を紹介するとともに市の考え方をお伝えします。

学力・学習状況調査（小学校） 実施日：4月18日 対象：6年生・・・7校492人
※今年度より「知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力」を問う問題となりました。

正答率

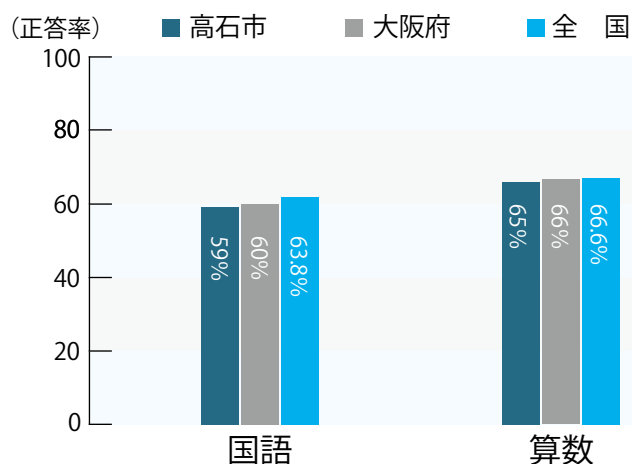
国語・算数いずれも、大阪府・全国平均を下回る結果です。

小学校



設問別

国語では、「相手の話の内容を十分に聞き取るために、話し手の意図を捉えながら聞いたり、自分の意見と比べながら聞いたりする力」、算数では、「図形の構成についての見方を働かせ、複数の形を組み合わせた図形の面積の求め方を、筋道を立てて考察し表現したりする力」に課題がみられます。



全国で4月に実施された平成31年度全国学力・学習状況調査における本市の結果(概要)の一部をお知らせします。調査の結果は、学力の特定の一部であり、児童生徒の学力の全てを表すものではありません。結果を把握・分析することで、今後の教育に関する課題を明確にし、その改善を図ることに役立てていきます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ 学校教育課 ☎(275)6434

学力・学習状況調査（中学校） 実施日：4月18日 対象：3年生・・・3校462人
※今年度より「知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力」を問う問題となりました。

正答率

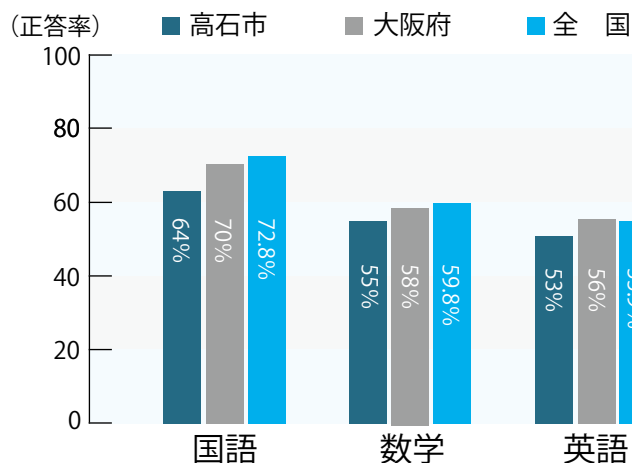
国語・数学・英語のいずれも大阪府・全国平均を下回る結果です。

中学校



設問別

国語では、「情報を用いて、具体的な例を挙げて、適切な文章を書く力」、数学では、「式を用いて説明を完成する力」、英語では、「語句の用法を正しく理解し用いることや、正しい表現を用いて文を書く力」に課題がみられます。



調査により見えたこと

学力について、「筋道立てた思考をし、自分の考えを書く力」に課題があることがわかりました。日々の学習指導の中で、「目的や意図に応じて、自分の考えが伝わるように書く活動」等、効果的な言語活動を取り入れた学習指導を充実させ、表現力の伸長を目標とした取組みを進めていきます。一方で、無解答率について、小学校で減少しており、取組みの成果と考えます。

課題解決 に向けて

今回の結果を受けて、課題解決のための取組みを各学校において実施し、教育委員会においても重点事項を設定し、指導主事による指導助言を行っていきます。ご家庭でも上記の家庭学習や読書の課題を重点として、より一層のご協力をお願いします。

質問紙調査について、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という項目で小学校では昨年度の数値を上回り、道徳教育等、様々な学習活動の成果であると考えます。また、「家庭学習の時間」「読書をする時間」について、短時間しかしない人、全くしない人の割合が、全国より非常に高いことが課題です。**学校で学んだことを定着させるためには、家庭学習にしっかりと取り組むことが大切です。**また、文章を読み取る力は、読書量と関わります。家庭学習の時間や読書をする時間を充実させられるよう、機会設定、啓発等に取り組んで行きます。

平成31年度

全国学力・学習状況調査

更なる学力の向上と 学習状況の改善のために

たかいし教育ビジョンの推進

市教育委員会では、平成26年度より「たかいし教育ビジョン（高石市教育振興基本計画）」を策定し、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を展開しています。今後とも、学校・家庭・地域と協働した取組みを一層推進し、「確かな学力」を育む学力向上施策の充実を図るだけでなく、「豊かな人間性」「規範意識の醸成」を育むことにも重点をおき『生きる力』を養っていく総合的な教育活動を行う学校園づくりを進めていきます。

▶携帯電話・スマートフォンの使い方

家庭でのルールづくり・学校への持ち込み禁止等、使い方についてまとめたリーフレットを配布しています。

※次ページに利用に際しての注意点を掲載しています。

▶自学自習力を育むワークブック問題

小・中学校全学年の児童生徒が、放課後や家庭学習で自主的に学習することができる教材を大阪府教育委員会が配信し、各学校でも活用しています。

ホームページアドレス

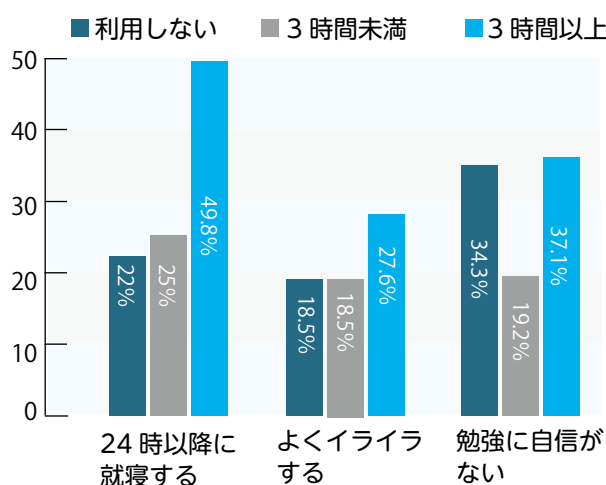
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/kate/karicen-folder/workbook-for-pref/workbook-index.htm>

タブレット端末や携帯電話・スマートフォン等の情報機器は、私たちの日常生活や仕事に役立つ便利な道具です。

しかし、子どもが利用するにあたって様々なトラブルに巻き込まれるケースが発生しています。長時間の使用による睡眠・学習時間の減少とならないよう、上手く使用することも大切です。

高石市立小中学校では
学校への携帯電話
スマートフォン等の
持ち込みは原則禁止です
高石市教育委員会

スマートフォン等による1日のインターネット利用時間



昨年、市内の中学3年生に実施したアンケート結果では、スマートフォン等でインターネットを1日3時間以上利用する子どもは「24時以降に就寝する」、「よくイライラする」などの割合が高くなりました。情報モラル教育については家庭での取り組みが重要です。子どもたちがスマートフォン等を使用するにあたって、「スクリーンタイム」や「フィルタリング設定」を行うなど、子どもを守るルールのもと適切に使用することが大切です。携帯電話・スマートフォンは単なる“電話”ではなく、インターネット端末であることを理解しましょう。

⚠ 携帯電話・スマートフォン・その他通信機器等の利用に際しての注意点

●ネット上での危険や犯罪につながる行為

- 他人の悪口をブログや掲示板に書き込む行為
- なりすましメール（他人の名前をかたった）メールを送る行為
- 他人の個人情報や画像をネット上で公開する行為
- 出会い系・架空請求サイトなどへのアクセス
- 個人情報の安易な書き込み

●携帯ゲーム機等の利用にも注意

- 携帯・スマートフォン等同様、通信による音声やメッセージのやり取りが可能
- 知らない人と匿名での通信を行うので相手がわからない

保護者のご理解とご協力が必要です

ご家庭におかれましても、子どもがスマートフォン等、通信機器の使用に際して家庭内でのルールを作るなど、使用方法を検討いただきますようお願いいたします。

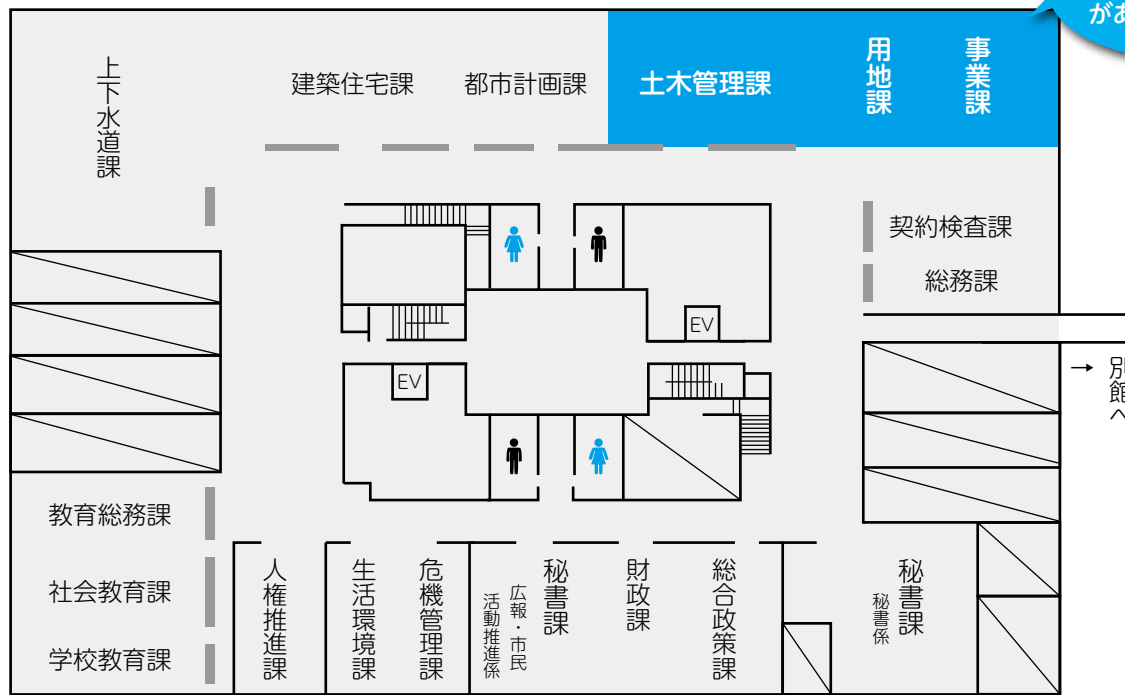
問合先 学校教育課 ☎(275) 6434

組織機構の再編に伴い

本館2階の配置が変わりました

10月1日付けで組織機構の再編が行われ、市役所本館2階の配置及びダイヤルイン(直通電話)に変更がありましたので、お知らせします。問合先 総務課 ☎(275)6196

配置・名称に変更
がありました。



— ダイヤルイン (直通電話) のご案内 —

総合政策課	企画係	☎(275) 6034	危機管理課	危機管理係	☎(275) 6245	上下水道課	総務係	☎(275) 6419
	地域創生係	☎(275) 6138		防災計画係	☎(275) 6247		計画工務係	☎(275) 6423
秘書課	秘書係	☎(275) 6078	生活環境課	環境対策係	☎(275) 6254		管理係	☎(275) 6424
	広報・市民活動推進係	☎(275) 6082		環境衛生係	☎(275) 6266		給水係	☎(275) 6426
財政課	財政係	☎(275) 6084	高齢・障がい福祉課	高齢・障がい福祉係	☎(275) 6293	事業課	お客様サービスセンター	☎(275) 6427
税務課	納税管理係	☎(275) 6094		地域福祉係	☎(275) 6294		市街地整備係	☎(275) 6410
	市民税係	☎(275) 6097	社会福祉課	保護係	☎(275) 6284		事業係	☎(275) 6412
	固定資産税係	☎(275) 6109		健康保険係	☎(275) 6374	用地課	用地係	☎(275) 6409
経済課	経済・農水振興係	☎(275) 6149	健康づくり課	(後期高齢者医療)	☎(275) 6392	教育総務課	総務管理係	☎(275) 6428
	労働政策係	☎(275) 6164		(保険事業)	☎(275) 6381		(学校給食)	☎(275) 6429
	勤労者福祉互助会	☎(275) 6189		介護保険係	☎(275) 6329		(物品購入)	☎(275) 6490
	管理係	☎(275) 6196		スマートウェルネス推進班	☎(267) 1161	学校教育課	指導係/学事係	☎(275) 6434
総務課	文書法規係	☎(275) 6197	地域包括ケア推進課	保健予防係 (介護認定)	☎(275) 6319	社会教育課	生涯学習・スポーツ振興係	☎(275) 6437
	情報政策班	☎(275) 6074		保健予防係 (保健医療)	☎(267) 1160		こども家庭係	☎(275) 6349
人事課	人事給与係	☎(275) 6199	都市計画課	計画係	☎(275) 6403		(家庭児童相談室・母子相談室)	☎(275) 6476
契約検査課	契約検査係	☎(275) 6209		指導係	☎(275) 6406	こども家庭課	(学童保育)	☎(275) 6438
人権推進課	人権推進係	☎(275) 6279	土木管理課	管理業務係	☎(275) 6413	子育て支援課	保育幼稚園係	☎(275) 6359
市民課	住民情報係	☎(275) 6212		交通公園係 (公園業務)	☎(275) 6417	会計課	会計係	☎(275) 6444
	戸籍係	☎(275) 6219		交通公園係 (交通業務)	☎(275) 6478	議会事務局	庶務係	☎(275) 6449
	国民年金係	☎(275) 6241	建築住宅課	空き家・住宅政策係	☎(275) 6479		議事係	☎(275) 6453
	墓地組合	☎(275) 6473		建築係	☎(275) 6418	選管・監査・公平委員会	事務局	☎(275) 6472